二　初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。
三　［略］
3～8　［略］
（教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官）
第二十五条　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十人を置く。
2　［略］
3　教育課程企画室は、初等中等教育の教育課程の基準の設定に関する企画及び立案に関する事務（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
4～7　［略］
［項を削る。］
8　カリキュラム・マネジメント調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校におけるカリキュラム・マネジメントに関する調査並びに援助及び助言に当たる。
9　教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局並びに他課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

二　初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。
三　［略］
3～8　［略］
（教育課程企画室並びに学校教育官、環境教育調査官、道徳教育調査官、伝統文化教育調査官、カリキュラム・マネジメント調査官及び教科調査官）
第二十五条　教育課程課に、教育課程企画室並びに学校教育官三人、環境教育調査官一人、道徳教育調査官一人、伝統文化教育調査官一人、カリキュラム・マネジメント調査官一人及び教科調査官二十四人を置く。
2　［略］
3　教育課程企画室は、初等中等教育の教育課程の基準の設定に関する企画及び立案に関する事務（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
4～7　［略］
8　伝統文化教育調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における伝統文化教育の教育課程に関する調査並びに援助及び助言に当たる。
9　カリキュラム・マネジメント調査官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校におけるカリキュラム・マネジメントに関する調査並びに援助及び助言に当たる。
10　教科調査官は、命を受けて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校における教育の教育課程の基準の設定に関する調査並びに教育課程の基準に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁並びに生涯学習政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）に当たる。

（生徒指導室及び産業教育振興室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官）
第二十六条　児童生徒課に、生徒指導室及び産業教育振興室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官それぞれ一人を置く。
2　［略］
3　生徒指導室に、室長並びに生徒指導調査官三人（うち二人は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及びいじめ・自殺等対策専門官一人を置く。
4　生徒指導調査官は、命を受けて、生徒指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課及び国際教育課並びにいじめ・自殺等対策専門官の所掌に属するものを除く。）に当たる。
5　いじめ・自殺等対策専門官は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校におけるいじめの防止等（いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第一条に規定するいじめの防止等をいう。）のための対策、自殺対策並びに児童及び生徒による犯罪又は刑罰法令に触れる行為が行われた場合の対策に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。
6～12　［略］
第四款　高等教育局
（企画官及び視学官）
第三十五条　高等教育局に、企画官一人及び視学官五人を置く。
2　［略］
3　視学官は、命を受けて、大学及び高等専門学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。
4　［略］
（私学共済室及び私学行政専門官）
第四十二条　私学行政課に、私学共済室及び私学行政専門官一人を置く。
2　［略］

（生徒指導室及び産業教育振興室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官）
第二十六条　児童生徒課に、生徒指導室及び産業教育振興室並びに学校体験活動推進専門官及び進路指導調査官それぞれ一人を置く。
2　［略］
3　生徒指導室に、室長及び生徒指導調査官三人（うち二人は、国立教育政策研究所の職員その他関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。
4　生徒指導調査官は、命を受けて、生徒指導に関する調査並びに専門的、技術的な指導及び助言（特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）に当たる。
［項を加える。］
5～11　［略］
第四款　高等教育局
（企画官及び視学官）
第三十五条　高等教育局に、企画官一人及び視学官五人を置く。
2　［略］
3　視学官は、命を受けて、大学及び高等専門学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。
4　［略］
（私学共済室及び私学行政専門官）
第四十二条　私学行政課に、私学共済室及び私学行政専門官一人を置く。
2　［略］